

○ 愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則

(平成 10 年 3 月 31 日)  
(平成 10 年規則第 11 号)

改正 平成 16 年 3 月 5 日規則第 1 号  
平成 16 年 6 月 30 日規則第 7 号  
平成 18 年 3 月 31 日規則第 3 号  
平成 26 年 2 月 20 日規則第 3 号  
令和 2 年 2 月 14 日規則第 4 号  
令和 3 年 2 月 25 日規則第 5 号  
令和 7 年 2 月 20 日規則第 4 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の業務（以下単に「業務」という。）のため旅行する組合の職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第 2 条** この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号及び次条第 2 項において同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号及び次条第 2 項において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が業務のため一時その勤務所（理事長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員（他の共済組合の職員、地方公務員、国家公務員等であった者のうち理事長が定めるもので引き続いて採用されたものに限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務所から新勤務所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第 2 項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規程で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、組合と旅行役務提供契約（旅行業者等が組合に対して旅行に係る役務その他の規程で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結し

たものをいう。

(令7規則4・一部改正)

(旅費の支給)

**第3条** 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号及び第4号並びに次項において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第6号）第20条又は第27条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、理事長の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規程で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規程で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規程で定める事情により概算払いを受けた旅費額（概算払いを受けなかった場合には、概算払いを受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規程で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項までに規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(令2規則4、令7規則4・一部改正)

(旅行命令等)

**第4条** 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者（旅行命令を発せられた者又は旅行依頼をされた者をいう。以下同じ。）の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載しなければならない。

（令7規則4・一部改正）

（旅行命令等に従わない旅行）

**第5条** 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする暇がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないで、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（令7規則4・一部改正）

（旅費の計算）

**第6条** 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規程で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（令7規則4・一部改正）

（旅費の請求手続）

**第7条** 概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて理事長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、そ

の請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 理事長は、その支出し、又は支払った概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払いに係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって理事長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規程で定める。

（令7規則4・一部改正）

（旅費の調整）

**第8条** 理事長は、旅行者が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規則の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 理事長は、旅行者がこの規則の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

（令3規則5、令7規則4・一部改正）

（旅費の特例）

**第9条** 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規則の規定による旅費が支給できないとき、又はこの規則の規定による旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

**第10条** 理事長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、理事長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規程で定める。

(令7規則4・追加)

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、この規則の規定による旅費の支給の手続その他この規則の実施のため必要な事項は、理事長が定める。

(令7規則4・追加)

### 附 則

1 この規則は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規程（昭和37年愛知県都市職員共済組合規程第2号）は、廃止する。

3 この規則の規定は、施行日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成16年3月5日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年6月30日規則第7号）

この規則は、公告の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

**附 則**（平成18年3月31日規則第3号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則第13条第3項の規定は、平成18年4月1日以後に勤務場所の異動を命じられたときから適用する。

2 前項の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日以前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成26年2月20日規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年2月14日規則第4号）

この規則は、公告の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

**附 則**（令和3年2月25日規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和7年2月20日規則第4号）

(施行期日)

## 愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新規則第2条第3号に規定する旅行命令権者が新規則第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則（以下この項及び第4項において「旧規則」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧規則第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新規則第2条第4号に規定する旅行命令権者が新規則第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規則第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新規則第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧規則第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新規則第10条の規定は、新規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。  
(委任)
- 6 第2項から第5項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。